

私立大学研究ブランディング事業 外部評価委員会設置要綱（案）

第 1 趣旨

この要綱は、私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」（以下「岐阜女子大学研究ブランディング事業」という。）を進めるに関し第三者による客観的な評価を行うため、岐阜女子大学研究ブランディング事業における外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第 2 組 織

外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学外の大学・研究機関研究者
- (2) 自治体関係者
- (3) デジタルアーカイブ関係者
- (4) 産業界関係者
- (4) その他、学長が必要と認める者

第 3 委員長及び副委員長

- (1) 外部評価委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、外部評価委員会の業務を総括する。
- (3) 外部評価委員会に、副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 4 会 議

- (1) 委員長は、会議を主宰し、その議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数をもって成立する。

第 5 委員以外の出席

議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第 6 外部評価委員会の業務

外部評価委員会は、私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」についての検証・評価を行う。

第 7 その他

この要項に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。